

～ 国際研修 ～

ベトナム社会主義共和国政府高官による日本国憲法調査団派遣結果報告

法務省法務総合研究所教官（検事）

西 岡 剛（JICA長期専門家）

第1 はじめに

本年7月2日から6日までの間、ベトナム社会主義共和国グエン・スアン・フック副首相を団長とし、チュオン・ホア・ビン最高人民裁判所長官及びハ・フン・クオン司法大臣を含む総勢24名の政府高官（副大臣級12名以上）による、日本国憲法調査団の派遣を、国際協力機構（JICA）支援の下で実施した。本報告は、本調査団で実施した憲法学者等による講演会、名古屋大学及び最高裁判所における意見交換会、法務省及び愛知県庁における講演会等の内容及び質疑応答の状況を紹介するものである。

ベトナムでは、2020年までに司法制度改革を断行すべく、司法制度改革戦略に関する共産党政治局決議49号に沿って、法・司法制度改革を推進し、法治国家建設を目指すとともに、より市場経済に適合した法・司法制度を確立させるための国家的努力を続けているところである。そして、ベトナムにおいて、司法改革を推進する中で、国家の基本法である憲法改正の必要性を強く感じたことから、2013年末までの現行憲法（1992年制定、2001年一部改正）の改正を目指し、2011年8月、国会内に国会議長を委員長とする憲法改正起草委員会（30名）を、その下部組織として編集委員会（40名）を組織し、憲法改正作業が開始された。

ところで、現行ベトナム憲法は、国政の最終決定権としての主権が国民にはなく、統治システムは、民主集中の原則をとり、権力分立制度を採用しておらず、裁判所は独立した司法機関ではなく、法解釈

権や違憲審査機能も有しておらず、地方自治制度も規定されていない。また、国民の自由・権利も法律の留保付きでしか認められていない。そこで、ベトナム側は、これら諸論点（国民主権、権力分立、司法の独立、地方自治、人権保障等）について、日本国憲法の経験を学び、自国の憲法改正作業に生かしたいとして、本調査団の派遣をJICAに依頼してきたことがその端緒である。そして、本調査団は、主として、ベトナム憲法改正に多大な影響力を持つ、上記憲法起草委員会委員や上記編集委員会委員らで構成されていた。

なお、本調査団派遣にあたっては、坪井善明早稲田大学教授の総合調整に基づき、JICA（本部・ベトナム事務所）及びJICAベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトが、仙谷由人衆議院議員、高見勝利上智大学教授（憲法）、長谷部恭男東京大学教授（憲法）、中西又三中央大学教授（行政法）、濱口道成総長を始めとする名古屋大学関係者、衆議院法制局、最高裁判所、外務省（在越日本大使館）、法務省及び愛知県庁等からの協力を仰ぎながら、これを実施したものである。この場をお借りして、本調査団派遣に協力して頂いた多くの関係者の皆様に改めて感謝の意を表したい。

第2 調査団員及び日程

1 調査団員

別添憲法調査団員名簿のとおり

2 日程

ベトナム側が調査研究したい基本的な諸論点に関する憲法学者らによる講演会を実施した後、最高裁判所を訪問して、裁判官の法解釈や判例制度に関する意見交換会を、法務省に訪問して、人権擁護局に関する講演会を、愛知県庁を訪問して、実際の地方自治の運営状況に関する講演会を実施した。そして、名古屋大学を訪問して、ベトナム憲法を深く研究されている鮎京正訓教授や、ベトナム法整備支援をリードされてきた森島昭夫名誉教授との意見交換会も実施した。各講演会等の日程は以下のとおり。

- | | | |
|------|----|-------------------------------|
| 7月2日 | 午前 | 高見上智大学教授による講演会 |
| | 午後 | 高見教授及び中西中央大学教授による各講演会 |
| 7月3日 | 午前 | 長谷部東京大学教授による講演会 |
| | 昼食 | 仙谷衆議院議員による講演会 |
| | 午後 | 橋幸信衆議院法制局企画調整部長による講演会 |
| 7月4日 | 午前 | 法務省訪問 |
| | 午後 | 最高裁判所訪問 |
| 7月5日 | 午後 | 愛知県庁訪問 |
| 7月6日 | 終日 | 名古屋大学 |
| | 午前 | 鮎京正訓教授らとの意見交換会 |
| | 午後 | ベトナム企業法務セミナー(ベトナム進出企業との意見交換会) |

*フック副首相及びビン最高人民裁判所長官ほか5名は、7月5日にベトナムに帰国。

第3 憲法学者等による講演会等

7月2日終日にわたり、JICA本部において、高見教授に、憲法の意味、国民主権、権力分立、地方自治を中心に講演して頂き、その後、中西教授には、行政救済法、とりわけ国家賠償法、行政事件訴訟法に焦点を当てた講演をして頂いた。7月3日は、終日にわたり、憲政記念館において、午前、長谷部教授に、日本国憲法思想、特に立憲主義に焦点を

当てつつ、司法の意義や裁判官の法解釈に関する講演をして頂き、昼食時、仙谷議員からは、憲法の意義、憲法を中心とする法体系についての講話を、午後は橋衆議院法制局部長から立法プロセスにおける法の支配の実現等に関する講演をして頂いた。また、7月6日午前、名古屋大学において、鮎京正訓教授の司会によるベトナム憲法に関する意見交換会も実施した。

1 高見勝利教授による講演会（7月2日午前及び午後）

① 講演要旨

憲法の意味には3つないし4つの意味があり、そのうち最も重要なものが、立憲の意味の憲法であり、その中核をなすものが、「人権保障と権力分立」であること、日本国憲法が国民の権利・自由を定め、統治システムとして権力分立の原理に基づいていることなどを説明された。そして、ベトナム憲法と比較しつつ、日本国憲法では、立法権と司法権が憲法から等距離にあること、唯一の司法機関である裁判所が独立して、国会が制定した法律について法解釈を行い、さらには憲法解釈も行い、違憲審査機能を有していることのほか、人権が法律の留保なしに保障されていることなども説明された。また、議会の多数決原理を貫くことだけでは、国民の権利保護は図れないという原理に基づき、裁判所が民主的な基盤を持つ国会が制定した法律の違憲審査を行うことができることにも触れられた。そのほか、権力分立の意義等を説明して頂く中で、立法権を持つ議会に政府・行政権を従属させているスイスの議会制についても紹介された。

次に、国民主権における主権概念を説明された際、日本国憲法では国民が主権者として憲法改正権を行使することとの比較で、ベトナム憲法147条¹におい

¹ ベトナム憲法147条

国会のみが憲法を改正する権利を有する。憲法の改正は、少なくとも、国会議員の3分の2の賛成の票決が必要である。

て、ベトナムでは、国会にのみ憲法改正権があることを言及された上で、ベトナム憲法は、国民主権を採用しているのではなく、国会主権を採用しているのではないかという問題提起をされた。また、日本国憲法において、国会が国権の最高機関とされているのは政治的な美称に過ぎないことを、裁判例（浦和事件）を紹介しながら説明された。

最後に、地方自治に関しては、明治政府が、地方での独自行政を認めた歴史的な背景や地方議会が設置された理由、明治憲法下における地方政治の実情などを説明された上で、日本国憲法下における地方自治が、中央と地方における権力分立を実現するためにあること、地方自治法の改正（1999年）により、中央と地方との対等・協力関係を実現しようとしたことなどを説明された。

② 質疑応答

ベトナム側からは、「日本国憲法が制定された背景や経緯」、「日本国憲法におけるアメリカの影響」、「日本における裁判所の違憲審査の方法」、「条約に対する違憲審査の可否」、「日本国憲法が今まで改正されていない理由」、「地方における国防安全事務の取扱い」に関する質問が寄せられた。

これら質問に対して、1945年のポツダム宣言の受諾による8月革命説に基づく日本国憲法制定経緯の説明、アメリカ憲法の影響を受けている部分は、憲法の最高法規性と裁判所による違憲審査機能であること、日本における裁判所の違憲審査は、具体的な事件を通じて行っていることのほか、内閣法制局や両議院法制局が立法段階で、憲法との適合性を審査していること、条約は国内法的な効力では、違憲審査の対象となり、憲法81条の「処分」に含まれると解釈されていること、日本国憲法は、必要最低限のみを規定し、多くのことを法律で具体化しているので、法律改正により、社会情勢の変化に対応できてきたため、憲法改正はされていないこと、地方自治体を取り扱う事務は、住民に必要な行政事務となるので、そこには国防安全は含まれないこと、などを

回答された。

2 長谷部恭男教授による講演会（7月3日午前）

① 講演要旨

近代立憲主義は、政治権力を制限する点で、古代や中世の立憲主義と共通しているが、根源的に対立する多様な価値観・世界観があることを認め、人の直面する根本的な問いに対して、ただ一つの正しい答えはないとする点で、古代や中世の立憲主義と異なっていることなどを説明された。

そして、司法とは、法を具体的に当てはめて、具体的結論を導くことであり、法に基づく裁判は、最悪の事態を回避するための次善の策であって、最善の策ではなく、個別具体的な事案によっては、その法律の条項を文言通りにではなく、解釈を加えなければ適切な結論が導くことができないこともあることなどを説明され、その上で、法令の文言に解釈を加えても、適切な結論を得ることができない場合もあり、そのために、日本国憲法は裁判所に違憲審査権を付与したことなども説明された。そして、裁判官は、法の権威を脇において、もともと人間としての良識に照らして、何が最も適切な紛争の解決なのかを判断する必要があり、こうした判断をするためにはそれに適した環境が必要であり、日本国憲法ではその身分が保障されていることなども説明された。

最後に、モンテスキューが「裁判官は、法の言葉を発する口に過ぎず、法律の効力もその厳格さも緩和しえない機械」と述べていることに関して、「この言葉の一つの解釈として、裁判官は法の口にすぎず、何の解釈も加えていないのであるから、裁判官の判決は、そのまま法として承認されるべきだと主張しているというものと考えられる。また、当時の絶対王政の下で、裁判官に独自の解釈権限があると表立って主張することは、あまりに危険であったということも考えられる。時には古典を読む際、行間までを読む必要がある。」との解説も加えられた。

② 質疑応答

ベトナム側からは、「近代立憲主義が必要とされる理由」、「成文法社会における判例の役割」、「日本国憲法における公的領域と私的領域の区別」、「日本国憲法では三権の一つが法執行権ではなく行政権となっている理由」などに関する質問が寄せられた。

これら質問に対して、現代社会においては、根源的な価値観の対立があるからこそ近代立憲主義が必要とされること、これに対し、極端な例を挙げると、バチカン市国の場合、国民は全てカトリックであるから、根源的な価値観の対立はなく、近代立憲主義は必要がないこと、成文法が整備されても、複数の法律解釈がされる場合もあり、そのような場合には判例によって一つの解決策を導く必要があるため、成文法が整備されても判例の役割がなくなることはないこと、日本国憲法において公的領域と指摘領域は明確に区別されているわけではないこと、内閣が持つ行政権の作用には法執行も含まれていること、などを回答された。

3 中西又三教授による講演会（7月2日午後）

① 講演要旨

行政救済法の直接的目的は、違法不当な行政活動が行われて、これによって、国民の権利利益が侵害されたときに、この侵害を除去すること、間接的目的は、適法妥当な行政活動を、行政救済法を使って維持することにある点に言及された上で、行政救済法が成立する前提として、行政における法治主義、行政が法律に違反した際には裁判機構による救済があることなどを説明された。そして、裁判機構による救済方法には、現在のフランスのような行政機関の中に設置される行政裁判所による救済方法、ドイツのような司法機関に設置される行政裁判所による救済方法、日本のような通常の司法裁判所で行政裁判を行う救済方法の3つの類型があることも説明された。また、公務員の違法行為により国民に損害を与えた場合の救済手段である国家賠償制度のほか、行政機関の違法な命令や、許認可の違法な取消により、国民の権利・利益が侵害された場合の救済手段

である行政事件訴訟についても説明された。

② 質疑応答

ベトナム側からは、「国家賠償に関して、一審判決を不服として、控訴審、最高裁まで争うケースの数」、「立法の違法性が争われて、国家賠償が認められたケースの有無」に関する質問が寄せられた。

これら質問に対して、国家賠償事件では、一審で終わるケースは珍しく、特に国が一審で敗訴した場合は、控訴審、最高裁まで争うケースがほとんどであること、立法行為が違法とされる場合は、立法の内容が、憲法上保障されている権利を侵害するものであることが明白な場合であり、かつ、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法手続を経ることが不可欠であるというような厳格な要件の下でしか認めていないこと、などを回答して頂き、その回答の中で、ハンセン病国賠訴訟を紹介された。

4 仙谷由人衆議院議員による講話（7月3日昼食時）

本講話において、仙谷議員は、憲法は、刑事事件や民事事件などの裁判基準の根源となることに加え、憲法は、基本的人権に関わる部分と、統治機構に関わる部分の2つの大きな部分に分けられることや、憲法を最高法規とする法体系においては、その内容を具体化していくのが、法律・命令・処分となり、逆に末端の処分からその内容を抽象化していくと、最終的には根源となる憲法に戻ることなどを話されていた。

そして、ベトナム側から、公法と私法の区別について質問がされた際、仙谷議員は、人権に関わる法律が私法であり、統治機構に関わる法律が公法であると回答されていたほか、税法は国民の権利義務に関わるものであり、その意味で公法・私法の両方に関わる法律であるとの見解も述べられていた。

5 橋幸信部長による講演会（7月3日午後）

橋部長からは、立法プロセスにおける法の支配の実現という観点から、「日本の立法過程における法制

補佐部門としての議院法制局の役割について」(第一講)、「日本の国会における憲法論議」(第二講)と題して、講演された。

第一講では、①衆議院法制局の組織・職務の概要、②より良い法律を生み出すための制度的条件としての国会議員の選出プロセスのあり方及び国民の代表である国会議員の役割の重要性、③より良い法律を生み出すための専門家集団としての衆議院法制局が行う立案作業と、国会議員との共同作業の重要性、④専門家としての衆議院法制局の職員に求められる資質と育成に関する所感、について講演頂いた上、第二講では、①憲法が改正されていない理由、②憲法改正議論の活性化の理由、③具体的な憲法改正論議の論点、について紹介された。

第一講に関しては、衆議院法制局が関与する法律案の数・内訳(新法と改正法の比率)の動向や法案審査の具体的な手続、一般的な法律案あるいは予算を伴う法律案の提出にあたって手続的要件(賛成議員の数、修正された法律案の取扱方、政府の求意見の有無)、国会議員の法律作成に対する心理的傾向、衆議院法制局が政治的に偏向する虞の有無など、第二講に関しては、かつて野党から提案された行政監視の組織に関する具体的な内容、現行憲法に規定のない国旗・国歌、政党について憲法に規定することの是非、地方自治に関連して、東京都と他の地方自治体との法的規制の違い、行政単位としての郡の位置付け、などに関する質疑応答があった。

6 名古屋大学における意見交換会(7月6日午前)

名古屋大学では、濱口名古屋大学総長、森島昭夫名誉教授らが出席される中、鮎京教授司会によるベトナム憲法一般に関する意見交換会が実施された。

① 鮎京正訓教授からのご意見

ベトナム憲法1条²には、独立・主権・統一・領土

² ベトナム憲法1条

ベトナム社会主義国は、一つの独立した主権のある統一された国であり、そしてその保全領域は、本土・海上諸島・領海及び領空である。

保全という言葉があるが、これは植民地経験や対米戦争を経たベトナムならではの非常に特色のある条文であると理解していること、次に2条³は、社会主義的法治国家とされて、法治国家に社会主義という形容詞がついている理由、社会主義的法治国家と伝統的な社会主義法概念である社会主義的適法性との関係等が不明瞭であること、現在のベトナム憲法では、国際人権規約との関係で、50条⁴において、人権という言葉を導入したが、従来の社会主義的な考え方である市民権との関係が不分明であることなど現行ベトナム憲法が抱えている諸問題を指摘されていた。

② 森島名誉教授からのご意見

ベトナムにおいて憲法改正を検討する際、憲法の法的性質の捉え方や、法治主義の在り方をしっかりと検討することが重要である旨述べられた。つまり、今後、ベトナムにおいて、憲法を基本法として捉えるのではなく、実体法として捉え、憲法を根拠として、国民に訴訟提起する権利を与えるとした場合に想定される問題点、例えば、どこまで国民が憲法を根拠にして訴訟提起しても良いのか、行政を相手にして国を訴えることまで認めるのか、ということも十分に検討する必要がある旨の意見を述べられた。そして、人権というのは固定的なものではなくて、社会情勢の変化に伴って権利も変わっていくものであることを述べられた上で、ベトナムの現状を考慮した上で、国民に付与できる権利の種類を社会主義体制の中で考えていく必要がある旨の意見も付加されていた。

³ ベトナム憲法2条

ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家である。全ての国家権力は、人民に属しており、その礎となる人民は、労働者階級と農民階級及び知識人層の連合体である。

国家権力は統一しており、立法権・法執行(行政)権・司法権は、各国家機関間で配分され、協同している。

⁴ ベトナム憲法50条

ベトナム社会主義共和国において、政治的・市民的・経済的・文化的・社会的に関する人権は尊重され、市民権として具体化され、憲法及び法律において規定されている。

③ ベトナム側からの意見

法治国家という言葉を手単に憲法に取り入れるのではなく、憲法の内容や規定にその考え方を盛り込む必要があること、また、国際人権規約を意識して、現行ベトナム憲法50条に人権という言葉を取り入れたが、未だに市民権との間で明確な区別はついておらず、今後さらなる議論が必要であること、などの意見を述べていた。

第4 法務省における講演会等（7月4日午前）

法務省においては、滝実法務大臣への表敬訪問に引き続き、同省人権擁護局石井忠雄局長、葛谷茂参事官らによって、日本の人権擁護行政に関する講演会を実施した。現在、ベトナムにおいても人権擁護機関の設立を検討していることから、本講演会を実施した。本講演会においては、人権擁護機関の組織体制のほか、戦後、連合国側からの示唆を受け、アメリカ司法省刑事局人権擁護課の組織を参考に法務省人権擁護局が設立されたという同局の設立経緯、人権救済活動や人権啓発活動という同局の主な活動内容を紹介する中で、葉書やemail等を活用した同局の人権相談活動等を紹介された。そのほか、現在、日本では、国際社会からの要請を受けて、独立行政委員会として新たな人権擁護機関の創設を検討していることについても紹介された。

ベトナム側からは、「人権擁護局の活動の法律上の根拠」、「新たな人権救済機関の独立性」に関する質問が寄せられた。これら質問に対して、人権擁護局は、法務省設置法に基づいて設置され、その法律に、人権擁護、啓発、相談、救済する組織を置くことが規定されていること、新たに設置される人権救済機関の独立性について、これを独立行政委員会とすることで、独立性を保つことができること、つまり、委員会の判断は大臣からの指示を受けることの最終的な判断であり、その点で独立していること、などを回答された。

第5 最高裁判所における意見交換会等（7月4日午後）

最高裁判所において、竹崎博允最高裁長官への表敬訪問、金井首席調査官及び尾島明上席調査官による日本の裁判制度における判例に関する講演会及び意見交換会を実施した。

判例制度の講演会においては、判例の意義、判例の拘束力、判例変更といった基本的な説明をして頂く中で、日本国憲法において法律解釈は裁判所の固有の権限である一方、裁判官は憲法及び法律に拘束される（憲法76条）ことから、国会の制定した法律の文言に明らかに反する様な解釈をすることはもとより想定されていないこと（立法権と法解釈権の関係）、事実上のものとはいえ判例の影響力が大きいこと鑑みて、判例となり得る部分を見据えた慎重な審理を行っていること（判例形成の過程）、などにも触れられた。

次に、意見交換会においては、憲法解釈を要する事案の動向、違憲判決と当該法律の効力と立法府の対応、判例法の制定法化の取り組みの現状、判例として成立するための手続（公開の要否・選定作業の要否、成立時期等）、下級審の裁判官による判例適用の実情、コモンロー国との比較の観点からの成文法国家における判例の位置付け、などの判例に関連する質問に加え、裁判官の人事制度に関しては採用・罷免等の手続、法曹養成に関しては法科大学院・司法試験・司法修習などの各段階における教育内容・待遇について質問が寄せられた。

そのほか、参加者の中から、裁判官の政治活動の可否、共産党入党の可否についての質問があったが、これに対して、「裁判官は、公正中立でなければならぬという使命を持っております。政治的な関係においても、国民との間で、公正中立でなければなりません。」と回答された。

第6 愛知県庁における地方自治に関する講演会 (7月5日午後)

愛知県庁においては、大村秀章知事への表敬訪問の後、愛知県庁における地方自治の実情、とりわけ国と地方との役割分担、財政制度、人事制度、地方議会制度等に関する講演会を実施した。

ベトナム側からは、「国からの補助に頼らず自主財源のみで運営されている自治体の有無」、「県債を発行する際の国の関与」、「部下による上司に対する人事評価制度の具体的な方法」などに関する質問が寄せられた。これら質問に対して、国から補助金を受け取らずに運営している地方自治体は日本にはないこと、県債発行の際には国と協議を行っていること、部下が上司の指導状況を5段階で評価して、これを評価シートに記入して担当部署に提出することで、部下が上司の評価を行っていること、などを回答された。

第7 名古屋大学における企業法務セミナー（7月6日午後）

本調査団の最後のプログラムは、ベトナムに進出している愛知県企業が抱えているベトナムにおける法律上の問題点を本調査団との間で、意見交換するためのセミナーを名古屋大学において実施した。主な参加企業は、トヨタ株式会社、豊田通商株式会社、ブラザー工業株式会社、リンナイ株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行等であった。

まず、クオン司法大臣から、「ベトナム民商事分野における問題点及びその解決策」という題目で、基調講演をして頂き、その中で、1986年のドイモイ政策以降のベトナムにおける法整備の状況を説明して頂いた。その後、森脇名古屋大学名誉教授からは、「ベトナム法整備の歩み」という題目で、1990年代初頭から現在まで続けられているベトナム法整備支援活動に関する基調講演をされた。

引き続き実施した質疑応答では、日本側参加者から、ベトナムにおける判決の公開状況、判決執行に

おいて困難が生じる理由、M&Aでベトナムに投資する際の送金方法などに関する質問がベトナム側に寄せられ、これら質問に対してクオン司法大臣らが回答されていた。

第8 最後に（雑感）

今後、ベトナムにおける憲法改正作業はますます本格化していくものと思う。そして、ベトナムが目指す理想の法治国家像や、次のベトナム憲法に盛り込まれる新制度の内容等、興味の尽きないことが頭を駆けめぐってくる。しかし、憲法における価値観やイデオロギーは、決して押し付けであってはならず、当然のことながら、ベトナム側の自主性を最大限尊重すべきものである。そして、ベトナム側も、長年にわたるJICA法整備プロジェクトについて、日本側の協力が決して押し付けではなく、ベトナム側の自主性を尊重したものであったことから、これを高く評価した結果、JICAに対して、憲法改正への協力を依頼したものである。

私は、「今回のベトナム憲法改正に関する日本からの情報提供が、どの程度、次のベトナム憲法に反映されるのか。」ということは、ひとまず考えるのをやめたい。まずは、彼らが目指すべき法治国家像、その根本にある方向性をしっかりと見据えた上で、彼らが望む協力や我々が本来行うべき協力を地に足を付けた形で実施していきたいと改めて思った次第である。

また、ベトナムにおけるJICA法整備支援プロジェクトが大きな広がりを見せる中で、これまで以上に多くの方々からの支えが必要であることも痛感した。それとともに、これまでの法整備支援活動を、そして、本調査団派遣に惜しみなく協力頂いたすべての関係者の皆様に感謝の意を表したい。

本当にありがとうございました。

以上

憲法調査団員名簿

No.	氏名	所属機関 職名	大臣級	副大臣級
1	グエン・スアン・フック	党中央政治局員・副首相	◎	
2	チュオン・ホア・ビン	党中央書記局員・最高人民裁判所長官	○	
3	ハ・フン・クオン	司法大臣	○	
4	ザン・セオ・フ	民族委員会委員長	○	
5	ファン・チュン・リ	国会法律委員会委員長	○	
6	グエン・ホアン・ヴィエット	党中央組織委員会副委員長	○	
7	レ・ティ・トゥ・バ	党中央司法改革指導委員会常任副委員長	○	
8	ト・ラム	公安副大臣	○	
9	ドアン・スアン・フン	在日越国大使		○
10	レ・ルオン・ミン	外務副大臣		○
11	グエン・シ・ズン	国会事務局次長		○
12	ヴォ・カイン・ヴィン	ベトナム社会科学院副院長		○
13	ファム・トウアン・カイ	首相府法律局局長		
14	グエン・カイン・ゴック	司法省国際協力局局長		
15	チュウ・チュン・ズン	最高人民裁判所国際協力局副局長		
16	グエン・チュオン・ソン	外務省北東アジア局副局長		
17	グエン・ズイ・ティエン	国会事務局法律局副局長		
18	グエン・ヴ・バン・タム	首相府管理局秘書室副室長		
19	ヴ・スアン・フン	首相府国際局専門員		
20	ズオン・ティ・タイン・マイ	司法省上級専門官		
21	グエン・ジエウ・リン	外務省外務局長秘書		
22	レ・ホン・ハイ	外務省北東アジア局職員(日本語通訳)		
23	ブイ・ミン・ヒエン	首相府職員(医師)		
24	グエン・マイン・ドック	首相府職員(警護官)		

* フン在日越国大使は、日本から参加。

* フック副首相、ビン長官、クオン司法大臣、リ国会法律委員会委員長は、憲法改正起草委員会委員。

* ズン国会事務局次長、ヴィン社会科学院副院長、カイ首相府法律局局長、マイ司法省上級専門家は、編集委員会委員。